

(コラム4)

相続税の節税のために使えるテクニック



【目次】

- 1.相続税を減らす方法
- 2.所得税を減らす方法
- 3.払った税金から還付を受ける方法

1.相続税を減らす方法

〈不動産〉

・余っているお金で不動産を買っておく

不動産評価額は、「路線価×面積」で計算されます。
同額の現金より、相続税の課税対象額が約2割減になるため節税に。

・小規模宅地等の特例を利用

小規模宅地等の特例を利用した場合、自宅の土地の評価額を減らすことができます。
個人と同居していた場合には、自宅の土地の330㎡分まで評価額が80%減額。
貸与用の物件の場合には、50%減額されるので覚えておきましょう。

・土地を分筆する

上記の小規模宅地等の特例を利用するために、土地を複数の相続人で分けることも可能。
旧所有者の生前に行うこともできます。

・土地の評価額を下げる要素の確認

特殊な地形、例えばいびつな形の土地や間口が狭い土地などは、不動産評価額が最大40%減額になります。

・相続税の納期期限内に不動産を売却する

「路線価×面積」で算出された評価額よりも安く売れる場合、相続税は売値で申告できるため、節税になります。

・妻に居住権だけを相続する

自宅以外に相続する財産がない場合には、居住権（住む権利）だけを妻に相続することで財産を分配し、非課税枠を生かすことができます。

〈預貯金〉

・暦年贈与を利用する

毎年110万円以内の生前贈与であれば、贈与税が非課税になります。

生前に少しずつ贈与しておくことで、相続する現金を減らすことができます。

・葬儀費用などを相続財産から差し引く

葬儀にかかった費用や、故人のクレジットカードの未決済分なども遺産から差し引いて、相続財産を減らすことができます。

・妻に4割、子に6割の割合で遺産相続をする

妻に多くの財産を相続すると、一次相続では非課税となっても、二次相続で税額が大きくなってしまうことがあります。

4:6の黄金比での相続が、節税に繋がります。

〈生命保険〉

・一括払いの終身保険に加入しておく

生命保険には、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があるため、現金よりも控除額が大きくなります。

〈自動車〉

・自動車の評価額を下げる

自動車の評価額は、計算の方法や、査定場所によっても変わります。

一番低い評価額を選ぶことで、財産総額を減らすことができます。

〈養子組み〉

・養子組みをすることで相続人を増やす

孫などを自分の養子にしておくことで、1人あたり600万円の相続人の非課税枠を最大2人分まで増やすことができます。

2.所得税を減らす方法

〈株券〉

- ・相続後、3年10ヶ月以内に売却する

期限内に売却した場合、売却にかかる所得税を、すでに支払った相続税の分だけ減らすことができます。

3.払った税金から還付を受ける方法

〈預貯金〉

- ・寄付したお金の分、還付を受けられることも

寄付した領収書があれば、寄付した年に支払った所得税から還付を受けられることもあります。

- ・高額医療費の還付

準確定申告の際に、申告を行います。

死亡した年に医療費を支払っていた場合、死後4ヶ月以内に申請することで一定の金額が返金されます。

お気軽にご相談ください



大和田税理士事務所では、相続税に関するご相談を受け付けております。

「相続財産への課税が心配」「調べてみてもよく分からない」「身内に頼れる人がいない……」などお悩みをお持ちの方は、ぜひ当事務所にご相談ください。

